

特急発行の要件を満たす方と申請出来る期間

要件を満たす方		申請できる期間
A	乳児（満1歳未満）で初めてマイナンバーカードの交付を受ける方	満1歳になるまで
B	海外から転入した方で当該転入届後に初めてマイナンバーカードの交付を受ける方	国内転入後、転入届をした日から起算して30日
C	マイナンバーカードの紛失等により、届出後に初めてマイナンバーカードの再発行を行う方	紛失届をした日から起算して30日
D	A、B、E以外の理由で初めて住民基本台帳に記載され、初めてマイナンバーカードの交付を受ける方	本人確認書類を入手した日から起算して30日
E	中長期在留者が国外から転入し住所を定めた場合または住所を有する者が中長期在留者となった場合の届出後に初めてマイナンバーカードの交付を受ける方	住所を定めた場合の転入届または住所を有する者が中長期在留者となった場合の届出をした日から起算して30日
F	住民票コード又は個人番号の変更によりマイナンバーカードが失効してから初めてマイナンバーカードの交付を受ける方	請求をした日、職権による個人番号の変更によりマイナンバーカードの返納を求める旨の通知が到達した日もしくは当該通知に代えて、その旨の公示をした日から起算して30日
G	マイナンバーカードを焼失もしくは著しく破損した場合やマイナンバーカードの機能が損なわれ、再交付を希望する方	マイナンバーカードを焼失もしくは著しく損傷した日又はマイナンバーカードの機能が損なわれた日から起算して30日
H	マイナンバーカードの券面記載事項の追記欄の余白がなくなった方	追記欄の余白がなくなったために券面記載事項の変更ができなかった日から起算して30日
I	刑の執行のために刑事施設等に収容されていた方、労役場に留置されていた方等で、釈放後初めてマイナンバーカードの交付を受ける方	本人確認書類を入手した日から起算して30日

※B～Fについては、令和6年12月2日以降に要件を満たした方が対象です。